



くらしと環境

ごみ・資源物の収集方法

問 生活環境課 ごみ減量推進係 ☎28-6015

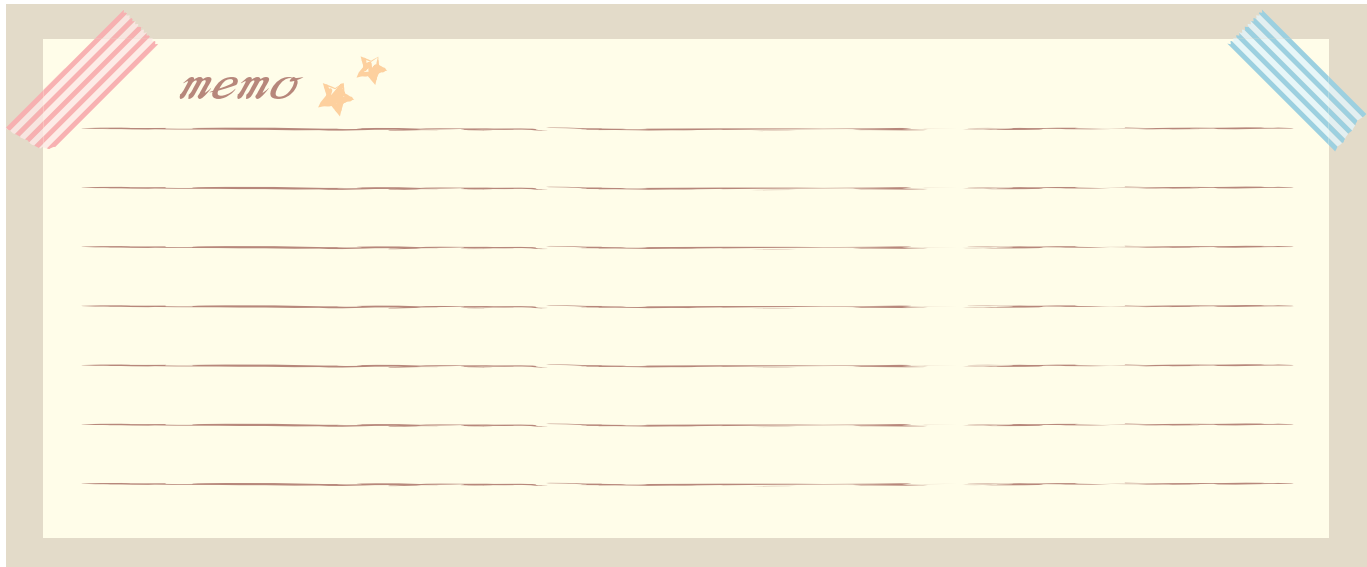
ごみ・資源物の分別について

- ◆家庭から出るごみは、分別して決められた集積所に出してください。
- ◆収集日は地区により異なります。各家庭に配布している「ごみ出しマニュアル」または市ホームページで確認してください。カレンダーは、生活環境課・各市民窓口センター・公民館でお渡しします。

区分	主な品目	正しい出し方
燃やすごみ(可燃ごみ) 週2回収集 ※1部地域 週1回収集	・生ごみ ・貝がら ・リサイクル出来ない紙類 ・皮革ゴム製品(革靴・袋・長靴・ホースなど) ・プラスチック類(洗剤容器・卵パックなどの軟質プラスチック) ・木くず・せん定枝 ・使い捨てカイロ・乾燥剤 ・おむつ ・カップラーメン・納豆の容器 ・座布団・ぬいぐるみ・まくら ※30cm以上の大きいものなどは30cm以下に切断してください。切断不可能な場合は、粗大ごみとして持ち込んでください。 ※切らないと工場の機械が故障します。	・透明もしくは白色半透明の袋に入れて出す。 ・生ごみは、よく水切りをして出す。 ※水切りだけで8%の減量効果があります。 ・ホース・荷造りひもは50cm以下に切る。 ※切らないと工場の機械が故障します。 ・木くず・せん定した小枝は長さ50cm以下、太さ5cm以下に切って袋に入れて出す。 ※多量の場合は集積所に2〜3袋ずつ分けて出すか、直接クリーンセンターに持ち込んでください。 ・おむつは汚物を取り除く。 ・竹くしは半分に折ってごみ袋の中程に入れるか紙などに包んで出す。 ・食用油は紙や布などにしみ込ませるか固化剤で固めて出す。 ※生活環境課で使用済食用油に限りリサイクルできます。詳細は生活環境課へお問い合わせください。
	ネットなどでガラスや小動物からごみを守ろう！ 町内の衛生と美観を守るため、防護ネットなどを利用し、自主防衛をお願いします。	
燃やさないごみ(不燃ごみ) 週1回収集 ※1部地域 月1回収集	・陶器・ガラス類(グラス・湯のみ・茶わん・皿・ガラス・耐熱ガラス・土鍋・化粧びんなど) ・金属類(鍋・針・スプーン・フライパン・かさの骨・アルミはく・移植ごてなど) ・刃物類(はさみ・包丁・カミソリ・ナイフなど) ・その他複合物(プラスチックと金属などが複合して製品となっているもの)(ポット・おもちゃなど) ・電球・LED・割れた蛍光管 ※割れていない蛍光管は「有害ごみ」に出してください。	・透明もしくは白色半透明の袋に入れて出す。 ・包丁・ハサミや割れた陶器・ガラスなどは「キケン」と書いた紙に包んで、無色とうめいの袋に入れて出す。 注意 鉄アレイなどの金属塊、バールなどの鋼鉄類は、処分できません。販売店にご相談ください。 スプレー缶・カセット式ガスボンベの出し方 ①缶を手で振って中身の有無を確認してください。 ②音がしたら中身が残っています。必ず使い切りましょう。 ③ガス抜きキャップ等を利用して中身を出し切ってください。(穴を空けてください) ※作業は火気のない風通しの良い屋外で！ スプレー缶・カセット式ガスボンベが原因で火災が発生しています。

ごみ集積所で回収されるごみ

くらしと環境



〈 広告 〉

(株) 聚興金属
鉄・アルミ・ステンレス・銅・真鍮・被覆線・トランス
 工業機械・基盤・モーター・農機具・給湯器・発電機
 電動工具・バッテリー (その他相談に応じます)

お気軽にお電話ください
TEL.090-8538-6166

高価買取!! **40t**
スケール
ご新規の方大歓迎!!
 四国中央市豊岡町長田756-6
TEL0896-77-4967
FAX0896-77-5448

有限会社 **サン企画**
サン・メンテナンス

一般ゴミから解体工事まで

☐本社 TEL(0897)40-4570
 FAX(0897)40-2422
 新居浜市船木甲5164-5

☐土居営業所 TEL(0896)74-4114
 四国中央市土居町津根3719
 mail:san-mente@amethyst.broba.cc

解体工事業愛媛県知事(27)第51号
 愛媛県産業廃棄物収集運搬業(積替保管倉)
 許可番号3800084896
 四国中央市一般廃棄物処理業 四市清 第20号
 新居浜市一般廃棄物処理業 第10055号

シロアリ・害虫駆除
(株)エヒメしろあり研究所
 四国中央市土居町北野2189番地

ハチ
 見つけたら
74-4892
 ☎(0896)
 ◎スズメバチ(巣)でお困りの場合は
 お気軽にお電話で!



暮らしの便利帳をご覧の皆様へ

ご不要になりました金属を
 買取または処分いたします。
 鉄・ステンレス・アルミ・
 銅・真鍮・電線 etc.

ご家庭から資源を。

大西金属株式会社
 四国中央市三島宮川1丁目10番48号

引取もうかがいます。
 まずは、ご相談ください。

TEL 0896-23-3555

区分	主な品目	正しい出し方
びん・缶・ペットボトル 週1回収集 ※1部地域 月1～2回収集	ポイント 販売されている時点で飲んだり、食べたりできるものが入っていたびん・缶・ペットボトルが対象です。	
びん類	・飲料びん・酒びん ・調味料などのびん	① びん・缶・ペットボトルは必ずキャップを外す。 ※キャップは燃やさないごみへ
缶類	・飲料缶 ・缶詰缶 ・ミルク缶 ・茶缶・のり缶 ・菓子缶 ※乾燥剤・中敷きは取り除く。	② びん・缶・ペットボトルは必ず中身を出し切りすぐ。 ③透明もしくは白色半透明の袋に「びん・缶」と「ペットボトル」に分けて出す。 ④ペットボトルのラベルをはがす。
ペットボトル	・飲料水 ・酒類用 ・調味料用  このマークがついているもの	◎リターナブルびん(ビールびん・一升びん)は、地域団体の資源回収が酒屋さんへ出してください。
	資源ごみとして出せないもの 食用油の入っていたプラスチック容器、シャンプー洗剤容器、ガラス・耐熱ガラス、飲食以外のものが入っていた容器、スプレー缶・カセット式ガスボンベは対象外なのでそれぞれ 燃やすごみ 、 燃やさないごみ へ出してください。	
古紙・古着・雑がみ 月2回の指定日に収集		
新聞	・新聞紙・折り込み広告	
雑誌類	・雑誌・本・教科書・カタログ・ノートなど	
雑がみ	・包装紙・菓子箱 ・はがき・便せん・封筒	・新聞、雑誌、段ボールに分けて、ひもで十字にくくって出す。
段ボール 月1回収集	段ボールの見分け方:中が波状のもの ※ 汚れのひどいものや油のしみ込んだものは燃やすごみへ。	・ガムテープ・セロテープ・クリップは外す。
古着 定期収集はしていません 紙ングハウスで回収しています		・各紙ングハウスでも回収しています。(P103参照)
	紙ングハウスで回収できないもの ビニール加工紙、汚れのひどい紙や衣類、布、じゅうたん、ぬいぐるみ、靴、かばん、布団、毛布、座布団、枕、マットレスなど。 古紙、古着、雑がみ以外は出さないでください。	
有害ごみ 月1回収集	・鏡 ※姿見は粗大ごみになります。 ・蛍光灯 ※蛍光灯は、微量ながら有害な水銀を含んでいます。割れると、中の水銀が空気中に放出され、環境汚染につながります。 ・水銀入り体温計 ※電子体温計は入れずに、燃やさないごみとして出してください。 ・乾電池(マンガン電池・アルカリ電池・ボタン電池) ・小型充電式電池(小型充電式電池は下記のマークが目印!!)	別々の袋 に入れて出してください。 ※透明もしくは白色半透明の袋であれば、小さい袋でもよいです。
	 Ni-MH ニッケル水素電池  Ni-Cd ニカド電池  Pb 小型シール鉛蓄電池  Li-ion リチウムイオン電池	

ごみ集積所で回収されるごみ

くらしと環境

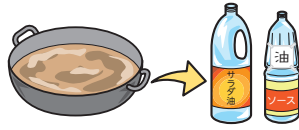
てんぷら油回収

使用済てんぷら油を回収ボックス設置場所にて、回収しています。

※回収曜日の9:00~14:00までに出してください
各家庭から集められた天ぷら油はBDF(バイオディーゼル燃料)に精製され再利用されています。

■ 回収方法

- ①回収日にペットボトル等に入れて回収場所にご持参ください
- ②回収ボックスのポリ容器に移し替えてください
- ③持参したペットボトルなどの容器は持ち帰り燃やすごみでお出してください



■ 回収できないもの

フライパン料理で使った油
ラードなど動物性原料のもの
バター・マーガリンなど固体状のもの
鉱物油(エンジンオイル、グリス、潤滑油など)

■ 廃食用油とは

植物原料で作られ、天ぷら・フライを揚げた液体状の食用油(菜種油(キャノーラ油)・大豆油・コーン油・紅花油(サフラワー油)・ヒマワリ油・綿実油・米油など)で、使用済または賞味期限切れのもの

回収ボックス設置場所

■ 川之江地域(第1・第3水曜日)

川之江文化センター	旧川之江公民館※	金生公民館
妻鳥公民館	金田公民館	川滝公民館
上分公民館		

※R1.9現在休止中

■ 三島地域(第2・第4水曜日)

市役所	三島公民館	中曽根公民館
松柏公民館	中之庄公民館	寒川公民館
豊岡公民館	嶺南公民館	クリーンセンター

■ 土居地域(第1・第3火曜日)

土居窓口センター	土居文化会館	長津公民館
蕪崎公民館	天満公民館	関川公民館
小富士公民館		

■ 新宮地域(第1・第3水曜日)

新宮公民館

※市所有のダンプカー(2t車)・パッカー車の燃料として使用しています。



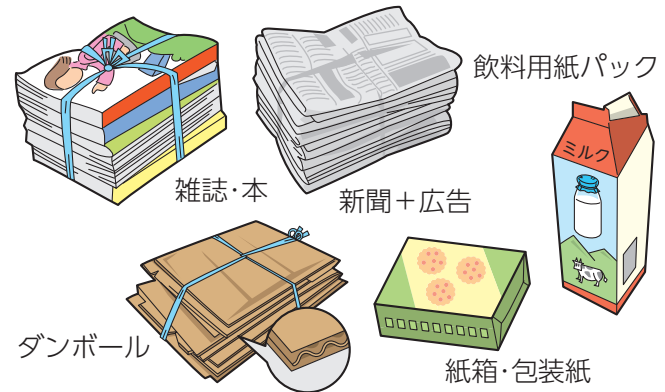
古紙・古着回収

リサイクルできる古紙・古着を回収庫(紙ングハウス)設置場所にて回収しています。

※紙ングハウス開錠時間は各施設にお問い合わせください

■ 回収方法

紙ングハウスは、設置場所施設に合わせて開閉されますので、最寄の施設へお問合せの上ご利用ください。
紙ングハウスの外には絶対に置いて帰らないようにお願いします。



回収庫(紙ングハウス)設置場所

■ 川之江地域

川之江文化センター	生きがいセンター	二名公民館
妻鳥公民館	金生公民館	上分公民館
金田公民館	川滝公民館	旧川之江公民館※

※R1.9現在休止中

■ 三島地域

市役所	松柏公民館	中之庄公民館
中曽根公民館	寒川公民館	豊岡公民館
嶺南公民館	クリーンセンター	

■ 土居地域

土居窓口センター	土居文化会館	長津公民館
蕪崎公民館	天満公民館	関川公民館
小富士公民館		

■ 新宮地域

消防署新宮分遣所

布団／じゅうたんは粗大ごみです。
座布団／破れた衣類／靴／かばんは燃やすごみです。

《紙ングハウスでは回収できません》



市で処理できないごみ

区分	主な品目	正しい出し方
家電リサイクル法対象品目	- テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ) - 冷蔵庫 ・ 冷凍庫 ・ 洗濯機 - 衣類乾燥機 ・ エアコン	- 買い替える際、購入する販売店に依頼する。 - 製品を購入した販売店に依頼する。 - 市に収集を依頼する。(郵便局振込済みの家電リサイクル券と収集運搬手数料納付券(料金は別表参照)が必要です。) - 自分で手続きする。(郵便局振込済みの家電リサイクル券を持って四国梱包運送株式会社へ直接持ち込んでください。) 📞 廃家電持ち込み先 四国梱包運送株式会社 新居浜市黒島1丁目1-15 ☎0897-45-2000 📞 家電リサイクル券 郵便局で購入 ※メーカー・サイズによりリサイクル料金は異なります。
危険物・有害物 その他処理困難物	- 自動車部品(バッテリー、タイヤなど) - オートバイ ・ 消火器 ・ ピアノ - 医療廃棄物 ・ 薬品 ・ 農薬類 など	- 市では収集・回収できません。 - それぞれの専門業者に依頼してください。
建築廃材 建築資材	- タイル ・ コンクリート ・ ブロック - 柱・梁等 ・ 瓦などの建築廃材・建築資材	- 市では収集・回収できません。 - 請負業者などの専門業者に依頼してください。
事業系ごみ	- 事業所 ・ 店舗 ・ 農業 - 漁業・その他業務用製品・産業廃棄物など 事業活動に伴って出るごみ	市では収集・回収できません。

粗大ごみの処理について

■ 処理の仕方は、次の3通りです

- 【方法①】 直接自分でクリーンセンターに持ち込む。
※持ち込み時間…月～土(祝日含む) 8時～15時30分、日曜日受入日あり(奇数月の最終日曜日 8時30分～正午) P105参照
- 【方法②】 市の粗大ごみ有料戸別収集を申し込む。 ※申し込み先は、回収する地域によって異なります。
※引っ越しに伴って出た多量の粗大ごみは回収しません。
◆建物の中からの搬出は行いません。
- 【方法③】 収集運搬許可業者に委託する。

【方法②】収集依頼した場合の処理手数料

令和元年10月1日現在

種類	品目	料金/円
リサイクル家電製品	ブラウン管テレビ15型以下	1,200
	ブラウン管テレビ16型以上	1,800
	液晶・プラズマテレビ15v型以下	1,200
	液晶・プラズマテレビ16v型以上	1,800
	エアコン	2,100
	冷蔵庫・冷凍庫170リットル以下	2,400
	冷蔵庫・冷凍庫171リットル以上	3,300
	洗濯機	1,800
	衣類乾燥機	1,800
	食器乾燥機・照明器具	300
家電製品	炊飯器・掃除機・電子レンジ	300
	ビデオデッキ・ミシン	300
	その他家電製品	300
冷暖房器具類	加湿器・こたつ・ストーブ	300
	扇風機・電気カーペット	300
	その他冷暖房器具類	300
オーディオ機器類	アンプ・カセットデッキ	300
	スピーカー・プレーヤー	300
	ステレオセット	600
OA機器類	その他オーディオ機器	300
	プリンター	300
	ワープロ	300
家具・厨房器具類	その他OA機器類	300
	タンス(幅1m未満)	600
	タンス(幅1m以上)	900
	食器棚(幅1m未満)	600
	食器棚(幅1m以上)	900

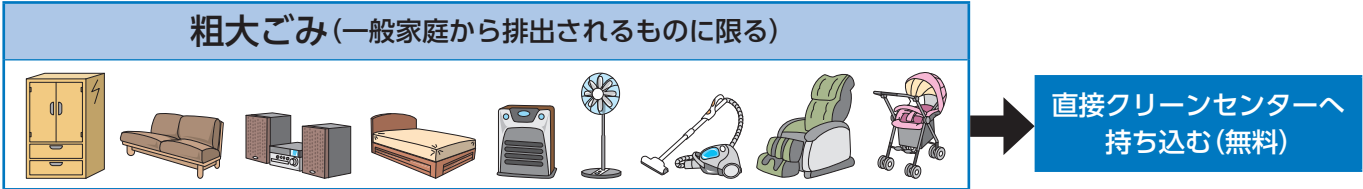
種類	品目	料金/円
家具類・厨房器具類	流し台・洗面台(幅1m未満)	600
	流し台・洗面台(幅1m以上)	900
	鏡台(幅1m未満)	300
	鏡台(幅1m未上)	600
	サイドボード(幅1m未満)	300
	サイドボード(幅1m以上)	600
	本棚(幅1m未満)	300
	本棚(幅1m以上)	600
	テーブル(応接セット用)	300
	テーブル(応接セットを除く)	600
	机・座卓	600
	いす・ソファ(1人掛け用)	300
	いす・ソファ(2人掛け用)	600
	ガスコンロ・ハイザー	300
	収納ケース・箱(3個まで1組)	300
	じゅうたん・カーペット	300
	テレビ台・アイロン台・ワゴン	300
	その他家具類・厨房器具類	300
寝具類	ベッド(スプリングマットレス含む)	900
	ベビーベッド	600
	スプリングマットレス	900
	ふとん・マットレス・毛布・こたつぶとん(3枚まで1組)	300
	その他寝具類	300

種類	品目	料金/円
建具類	畳(2枚まで1組)	900
	ふすま・障子戸・雨戸・網戸(2枚まで1組)	600
	アコーディオンカーテン	600
	トタン板(3枚まで1組)	600
	カーテンレール(4本まで1組)	300
	ブラインド	300
	その他建具類	300
子ども用品	すべり台・ぶらんこ	600
	おもちゃ・三輪車	300
	チャイルドシート	300
	ベビーカー・乳母車	300
	その他子ども用品	300
趣味・娯楽用品・その他生活用具	あんま器(いす式)	900
	オルガン・電子ピアノ	900
	健康器具(ぶらさがり健康器等)	600
	カラオケセット	600
	草刈り機・芝刈り機	600
	水槽(幅1m未満)	300

種類	品目	料金/円
趣味・娯楽用品・その他生活用具	水槽(幅1m以上)	600
	花台・鉢台・鳥籠(幅1m未満)	300
	花台・鉢台・鳥籠(幅1m以上)	600
	物干し台(2個まで1組)	600
	物干し竿(2本まで1組)	300
	一輪車・脚立・はしご	300
	プランター・鉢・バケツ・一斗缶・ポリタンク(3個まで1組)	300
	自転車・たてす・アンテナ	300
	ゴルフクラブ(14本まで1組)	300
	ゴルフバッグ	300
	2m以内の棒状の物又は板状のもので複数ある場合は、ひも等で束ねたもので1束10kg以下のもの	600
	その他趣味・娯楽用品・生活用品	300

※ストーブなどは、灯油・電池を必ず抜いてください。

【粗大ごみの収集運搬の手引き】



粗大ごみ有料戸別収集

①予約受付

➡

②納付券購入

➡

③収集日

※祝祭日を除く

川之江	川之江窓口センター 月曜日～金曜日 8:30～17:15	☎28-6181
三島	嶺北(金砂・富郷以外) (有)三幸産業 月曜日～金曜日 8:00～16:00	☎23-4886
	嶺南(金砂・富郷) 生活環境課 月曜日～金曜日 8:30～17:15	☎28-6015
土居	土居窓口センター 月曜日～金曜日 8:30～17:15	☎28-6320
新宮	新宮窓口センター 月曜日～金曜日 8:30～17:15	☎28-6402

市役所
・各窓口センター ・各出張所
JAうま
・本店 ・各支店
※注意…納付券に名前を書き、粗大ごみに貼り付け、玄関先まで出してください(室内からの搬出はできません)

月曜日・水曜日・金曜日	9:30～15:00
月曜日～土曜日	9:30～15:00
月曜日～金曜日	9:30～15:00
火曜日・金曜日	9:30～12:00
第2・第4金曜日	9:30～12:00

リサイクル券を購入後

販売店などで引き取ってもらう

リサイクル家電製品 ※クリーンセンターには持ち込めません

対象品目:P104の市で処理できないごみ内の家電リサイクル法対象品をご覧ください。

ごみ減量・清掃関係補助金

■ 生ごみ処理容器・生ごみ処理機械設置事業補助金

生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るために必要な生ごみ処理容器(コンポスト、EM専用容器等)及び生ごみ処理機械(電気式の微生物分解方式と乾燥方式の処理機)の購入、設置に補助金を交付します。

補助対象	補助金額	備考
生ごみ処理容器(コンポスト、EM専用容器等)	購入金額の1/2、上限3,200円(100円未満切り捨て)	3年間に一世帯 2基以内
生ごみ処理機械(電気式生ごみ処理機)	購入金額の1/2、上限16,000円(100円未満切り捨て)	5年間に一世帯 1基以内

※留意事項

- ・市内に住居を有する家庭を対象(事業所を除く)
 - ・市内の販売業者から購入すること
 - ・購入前に申請すること
- ▶ 補助金申請書類の提出先/生活環境課または各窓口センター

四国中央市の ☎市外局番は 0896 です

■ 資源ごみ回収団体奨励補助金

資源ごみの再利用及びごみの減量を図ることを目的に市民団体(自治会、青年団、愛護班、スポーツ少年団等)が実施する資源回収活動に対して、補助金を交付します。

交付対象団体	資源回収品目	補助金額
地域住民で構成し営業を目的としない団体で、回収の実施前に資源ごみ回収団体登録届の提出があった団体	・新聞類およびチラシ ・雑誌類・ダンボール ・牛乳パック・古着類	資源回収量 1kgにつき 5円 (1kg未満 切り捨て)

● 補助金申請書類の提出先

生活環境課または各窓口センター



ごみステーション整備事業補助金

ごみの適正な処理と生活環境の保全のため、地域住民がごみ収集場所に設置するごみ収集箱等の費用に対して補助金を交付します。

補助対象	補助金額
・ゴミ収集箱等の設置で耐用年数5年以上のもの ・補助対象事業費は5万以上	補助対象事業費の1/2 上限10万円 (1,000円未満切り捨て)

※本事業の実施に当たっては、補助金枠に限りがあること、地域の諸事情を踏まえて計画していただくことからあらかじめ生活環境課ごみ減量推進係までご相談ください



ごみステーション整備例

ごみの野外焼却は禁止です

問 生活環境課 ☎28-6145

生活環境の悪化や健康被害につながる恐れのあるごみの野外焼却は、一部の例外を除いて禁止されています。ごみは必ず決められた分別方法で出してください。

家庭の庭先などでのドラム缶による焼却、地面に穴を掘っての焼却は、行わないでください。住宅地での野外焼却により「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いが付いて困る」といった苦情が、多く寄せられています。生活環境を守るため、野外焼却を無くしましょう。

焼却禁止の例外である軽微なたき火や、農林水産業を営むためにやむを得ず行われる焼却であっても、周辺地域の生活環境に悪影響をおよぼすことのないように十分配慮してください。

法律に違反して、ごみを焼却した人は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科となります。

犬・猫

問 生活環境課

☎28-6145

狂犬病予防注射について

狂犬病予防法により、犬の所有者(飼主等)は、毎年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

狂犬病予防注射は、毎年、市が各地区を回って行っている集合注射(4月～5月)か、動物病院で受けるようにしてください。

※注射料金:3,000円(注射済票の交付料金550円を含む)

もし、市・県外で受けられた場合は、注射済証が発行されます。注射済票の交付を受けないと手続きの完了となりませんので、注射済証を持参し、生活環境課もしくは各庁舎の窓口センターで注射済票の交付を受けるようにしてください。

登録について

狂犬病予防法により、犬の所有者(飼主等)は、一頭につき生涯一回の登録が義務付けられています。登録されていない犬を新たに飼い始めた場合は30日以内に(生まれたばかりの犬の場合は生後90日を過ぎたら)、市に登録しなければいけません。

登録は、生活環境課および各庁舎の窓口センター、もしくは市内の動物病院で行えます。また、登録していた犬が死亡した場合には、生活環境課までご連絡ください。

※登録手数料:3,000円

犬の転入・転出について

■ 四国中央市へ転入してきた場合

前所在地で交付を受けた鑑札を持参のうえ、生活環境課までお越しください。

■ 四国中央市から転出する場合

四国中央市で交付を受けた鑑札を持参のうえ、転出先の市町村役場等で手続きを行ってください。

道路上の動物死体について

道路上で犬や猫などの死体を見つけた時は、下記までご連絡ください。

道路種別	受付時間	連絡先
市道	—	市生活環境課 ☎28-6145
県道	平日 8:30～17:15	
国道192号線 国道319号線	上記時間以外、 土日祝日	県土木事務所 ☎24-4455
国道11号線 国道11号バイパス	—	西条国道維持出張所 ☎0897-56-1264

ペットが亡くなった場合

飼犬や飼猫等が亡くなった場合は、職員による回収を行いますので、大きな袋に入れた後、ダンボール箱に入れて、市役所生活環境課または土居・新宮の各庁舎窓口センターまで各自持参してください。その際、一体につき、処理手数料として500円が必要となります。

飼犬・飼猫の引取りについて

飼犬および飼猫の引取りは有料となっています。

生後90日以下	1頭または1匹につき	400円
生後91日以上	1頭または1匹につき	2,000円

※事前に相談が必要です。
※飼犬・飼猫は、飼主の責任で、生活環境課まで連れてきてください。
※引取時間は、土曜・日曜・祝日を除く、生活環境課が指定する日の業務時間内となります。

お願い

- ・飼犬・飼猫の老齢または疾病を理由とした引取りは、原則行いません。終生飼育するよう心掛けてください。
- ・愛護動物を遺棄することは犯罪です。法律により、100万円以下の罰金に処されます。また、遺棄現場を目撃した方は、当課または警察に通報してください。

上水道

問 水道局

給水整備課 料金係 ☎28-6453
給水整備課 建設維持係 ☎28-6454

使用開始

水道を使い始めるときは、希望される3日ほど前までに料金係までご連絡ください。その際、水道を使用される住所・氏名・電話番号・使用する人数・使用開始日(賃貸契約日など)を明確にしてください。
水道料金の支払い方法は、口座振替または直接納付のいずれかになります。

使用中止

引越しなどで水道を使用されなくなったときは、予定日の3日ほど前までに料金係までご連絡ください。確認する内容は、水栓番号・住所・氏名・電話番号・使用される最後の日・新しい住所・精算方法などです。水栓番号は「水道検針のお知らせ」または「納入通知書」に記載されています。
精算方法につきましては、ご連絡をいただきましたときにご説明いたします。

その他の届出

次の場合も、料金係までご連絡ください。

■ 名義変更

水道の使用者が替わり名義を変更するとき。
(例) 名義人が死亡されたとき。店舗を売却して所有者が替わったとき。

■ 使用休止・再開

使用を休止するときは、料金係へ印鑑をお持ちのうえ、「水道使用休止届」を提出してください。
休止した水道を再度使用されるときは、料金係までご連絡ください。

休止期間中でも水道メーターの検針は行いますので、1か月あたり260円の料金をいただきます。また、使用が確認された場合は、休止を解除し、使用量に応じた料金を請求させていただきます。
(例) 転勤でしばらく留守になるとき。アパートの住人が引越しをして空き部屋になったとき。

■ 水道廃止

水道を廃止するときは、料金係へ印鑑をお持ちのうえ、「廃止届」を提出してください。
廃止届を提出しないと、水道を使用しない場合でも毎月の基本料金はお支払いしていただくことになります。将来にわたり使用しない場合は、廃止の手続きをしてください。

次ページに続く

〈 広告 〉

水道工事、下水・水洗工事は
お近くの下記工事店にご用命下さい。

四国中央市管工事協同組合

代表理事 石川 政幸
四国中央市妻島町 1677-1 TEL0896-58-3368

四国中央市管工事協同組合員名簿

地区別	組員	TEL	地区別	組員	TEL	地区別	組員	TEL
土居	(有)加藤電機設備	74-6818	川之江	丸正水道工業所	56-8767	三島	(有)ラニング潮見	25-1210
土居	(有)東野設備	74-4785	川之江	(有)合田工業	56-2710	三島	丸一管工(株)	24-3584
土居	(有)真鍋住設	74-5365	川之江	石津設備(有)	56-7502	三島	(株)ライフ設備	23-9878
土居	(有)和田水道工事	74-2905	川之江	(株)アライアンス	58-3847	三島	ウォーターワークス長野(株)	77-5207
川之江	(有)南部設備	58-4220	川之江	(有)田辺水道	56-4113	三島	(有)井川設備	23-3852
川之江	篠原設備	58-8458	川之江	(有)三木水道工業所	58-5307	三島	三島水道工業(有)	23-3890
川之江	(有)仙波水道工業	58-0182	川之江	(有)森川水道工業	56-2673	三島	(有)村上水道工業所	25-0234
川之江	(有)石川水道工事店	58-2773	川之江	(株)誠和設備	59-2280	三島	(株)栄新設備	24-4650
川之江	(有)西岡水道工業	56-5221	川之江	大和設備	58-5940	三島	石川水道工業所	23-5151

ただし、廃止をして再度使用を開始するときは、新規加入の取扱いとなり、加入金が必要となります。
(例) 家を壊して水道を使用しなくなるとき。

■ 用途変更

用途を変更するとき。

会社・商店などを開業・開店されるときや、廃業・閉店されるときは、用途適用基準で料金が違いますので用途の変更をする必要があります。必ず料金係までご連絡ください。

水道料金の支払い

水道料金は、毎月水道メーターの検針を行い、使用された水量によって計算します。

料金をお支払いしていただく時期は、検針した月の翌月になります。お支払い方法は、納入通知書による直接納付または口座振替があります。

■ 直接納付

納入通知書が届きましたら、下記の取扱金融機関、水道局、市役所および各窓口センターで納入期限までにお支払いください。

■ 口座振替

金融機関の預貯金口座から自動的に水道料金を支払うことができます。口座振替を希望する方は、下記の取扱金融機関で直接申し込んでください。口座振替依頼書は、市内の取扱金融機関に備え付けています。

➡ 手続きに必要なもの

預貯金通帳、届出印、水栓番号（「水道検針のお知らせ」または「納入通知書」に記載されています。）

■ 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、広島銀行、百十四銀行、中国銀行、四国銀行、東予信用金庫、川之江信用金庫、うま農業協同組合、四国労働金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会（口座振替のみ）、愛媛信用金庫、観音寺信用金庫、郵便局（自動払込のみ）

水道メーターの検針

毎月、水道使用水量を計量するため、検針員が、水道メーターの検針にお伺いします。能率よく正確な検針ができるよう、水道メーターの近くに犬をつないだり、メーターボックスの上に車や物を置かないでください。ご協力をお願いします。

また、定期的に漏水のチェックを行いましょう。各蛇口をすべて締めて水道を使用していない状態で、水道メーターの中のパイロットが動いていると漏水の疑いがあります。このようなときは、指定給水装置工事業者にてもらいましょう。

水道メーターの取り替え

水道メーターは、8年に一度取り替えるよう法律（計量法）で定められています。建設維持係では、市内の水道メーターを計画的に取り替えています。

水道メーターの取り替えは無料です。取り替えに要する作業時間は、状況により誤差がありますが、10分から15分程度です。この際に、私有地内のメーターボックス付近で作業をさせていただきます。また、作業中は断水になりますので、ご協力をお願いします。

■ 問い合わせ先

お問い合わせ内容	電話番号
①水道使用開始・中止に関する事 ②各届出に関する事 ③使用水量に関する事 ④水道料金に関する事	☎28-6453
⑤給水装置の工事に関する事 ⑥水道の故障や修理に関する事 ⑦水道工事店に関する事 ⑧道路上の水漏れに関する事 ⑨水道メーターの取り替えに関する事	☎28-6454
⑩水道の水質に関する事	☎28-6458

■ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く）

受付時間外は、当直に電話がつながりますので、ご用件をお話してください。

〈 広告 〉

指定給水工事業者



Tanabe Waterworks

有限会社 田辺水道

〒799-0101
愛媛県四国中央市川之江町1665-1

tel(0896) 56-4113
fax(0896) 77-4982



下水道

問 建設部 下水道課 ☎28-6230

下水道の正しい使い方

下水道は何でも流せるものではありません。一人ひとりがルールを守って大切に使いましょう。

台所	残飯などの生ゴミや天ぷら油などの廃油は流さないようにしましょう。
トイレ	紙おむつ・ティッシュ・生理用品などの紙やタバコ・ガムなどの異物を流さないようにしましょう。
お風呂・洗面所	排水口にたまりやすい髪の毛をそのまま流さず、必ず取り除く習慣をつけましょう。
洗濯	洗剤を適量にし、有リンの合成洗剤は使わないようにしましょう。
屋外	いたずらにマンホールを開けたり、配管や汚水マス(排水管の点検・掃除口)を傷つけないようにしましょう。

下水道使用料

浄化センターなどの下水処理施設は、みなさまが流した汚水をきれいにするため、毎日休むことなく運転を続けていますが、その処理費用や維持管理にあてるため、下水道を利用されるみなさまに「下水道使用料」を納めていただいております。

■ 下水道使用料金表(1か月当り) 令和元年10月改定

種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料(1㎡につき)
一般汚水	10㎡	1,069円	10㎡を超え20㎡まで	147円
			20㎡を超え30㎡まで	168円
			30㎡を超え50㎡まで	178円
			50㎡を超え100㎡まで	220円
			100㎡を超えるもの	231円

※汚水の量に応じてこの料金表で求めた金額(10円未満の端数は切り捨て)が下水道使用料となります。

■ 地下水の認定水量

料金(消費税込み)

家族数(人)	認定水量(㎡)	円
1	8	1,060円
2	16	1,950円
3	20	2,530円
4	24	3,210円
5	27	3,710円

※家族数(人)5人以上は、1人増すごとに3㎡加算します。

汚水の量の決め方

水道のみを使用している場合、その使用水量を汚水の量としています。

地下水を使用している場合(水道との併用含む)は、市の認定が必要ですので、下水道課業務係までご相談ください。

支払い方法

下水道使用料は、水道料金と同時に支払いいただきます。すでに、水道料金を口座振替でお支払いいただいている方は、下水道使用料も同じ口座からお支払いいただくことになります。

便利な口座振替をご利用いただき、納期限内に納付しましょう。

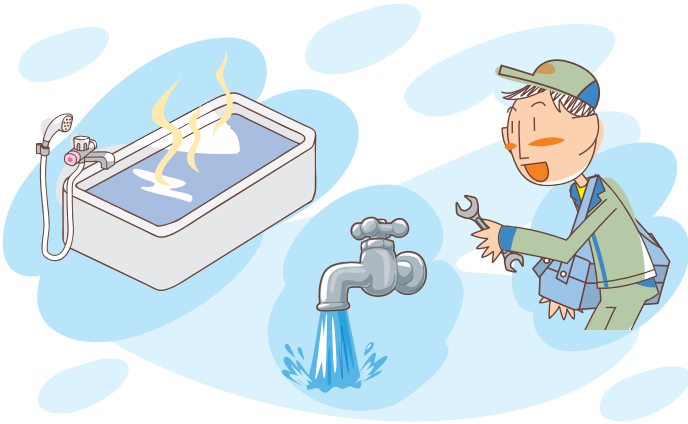
こんなとき、下水道課までご連絡ください。

1. 転居・移転等で下水道の使用を中止したとき。新たに使用を開始するとき。
2. 家の取り壊しなどで下水道を廃止するとき。
3. 地下水を使用している世帯で、転入・転出・出生・死亡等で世帯人数に増減があったとき。
4. 地下水の使用をやめ、上水道に切り替えたとき。



くらしと環境

次ページに続く



公共下水道への接続

公共下水道工事が終わって下水道が使用できる区域となりましたら、3年以内に公共下水道に接続しましょう。

家庭内の水洗化工事は、市への申請が必要です。そのため、必ず市指定の指定工事店に依頼するようにしてください。

下水道事業受益者負担金制度

公共下水道が整備される地域(接続可能となる土地)の土地所有者または地上権者を対象に、土地の面積に応じ下水道事業受益者負担金を一度限り納めていただいております。

みなさまからいただいた受益者負担金は下水道建設にかかる費用の一部にあてられます。

し尿収集

問 生活環境課 ☎28-6145

◆ 申込方法

地域により担当業者が決まっています。汲み取りの依頼、料金のお支払などにつきましては担当業者へ直接ご連絡をお願いします。

担当業者の確認は生活環境課までお問い合わせください。



くらしと環境

公共交通

鉄道・高速バス

問 伊予三島駅 ☎23-2070
川之江駅 ☎58-2032

市内には、岡山・高松方面と松山方面を結ぶＪＲ予讃線(よさんせん)の駅が6駅あり、伊予三島駅と川之江駅には特急が停車。

三島川之江インター高速バス停には、松山・高知・徳島・神戸大阪行きや東京夜行・名古屋夜行等の路線が停車。また、川之江町を発着する高松空港行き連絡バスが運行。

【詳細は、せとうちバス、伊予鉄バス、ＪＲ四国バス、西讃観光バスなどのホームページでご確認ください】

路線バス

問 瀬戸内運輸川之江営業所 ☎56-2975

川之江と新居浜を結ぶ路線では、国道11号便が1日10往復、川之江の主要病院を経由する上分経由便が7往復運行(日祝減便)。伊予三島駅から上分を経て新宮方面が4往復(日祝減便、うち霧の森へは2往復)。川之江駅から七田(川滝町)へは1往復(日祝運休)運行。

デマンドタクシー

問 観光交通課 ☎28-6187

事前登録制、予約型の乗り合い交通として、川之江・三島・土居・三島嶺南の各エリアにて区域運行。新宮から上分経由で伊予三島駅までの早朝便、帰りの夜間便も運行。新規に利用登録される場合は、市役所・各窓口センター、各公民館に備え付けの利用登録票に必要事項を記入し、提出してください。

新宮福祉バス

問 新宮窓口センター ☎28-6402

新瀬川線、上山上部線、上山下部線、日浦線は、月曜から金曜まで各地と新宮中心部および新宮診療所を結ぶ。大谷線、田之内線、杉谷線は、週1回の運行。バス停で乗降する路線型の運行で、1回乗車が定額300円。